

## 返戻に関するよくある問い合わせ

エラーコード (備考欄)	エラーメッセージ	対応方法
返戻	「査定でエラーがあるもの」	<p>請求明細書と居宅介護支援事業所又は介護予防支援事業所が提出した給付管理票の内容が不一致で、かつ、特別地域加算、小規模事業所加算、中山間地域等提供加算等を含む請求がある場合にこのエラーとなり、主な原因として以下のことが考えられます。</p> <p>①請求明細書のサービス種類が給付管理票に入力されていない場合                      ②請求明細書を提出した事業所と給付管理票に記載されているサービス事業所番号が異なる場合                      ③請求明細書の請求単位数と異なる単位数で給付管理票に入力されている場合</p> <p>対応として、請求明細書の請求内容に誤りがなければ(サービス年月やサービスコード等に誤りがなければ)居宅介護支援事業所又は介護予防支援事業所に連絡し、給付管理票に実績を入れてもらう必要(このとき給付管理票は「修正」で提出します)があります。請求明細書は返戻となっているので再請求しなければなりません。</p>
保留	「支援事業所に請求明細書に対応した給付管理票の提出依頼が必要」	<p>給付管理票が未提出又は請求誤りによる返戻となっているため、サービス事業所の請求明細書の審査が保留となります。支援事業所に請求明細書に対応した給付管理票の提出状況の確認をお願いします。</p> <p>※保留期間は、3ヵ月です。保留期間が4ヵ月目に給付管理票の提出がない場合、自動で返戻になります。                      ※保留になっている請求明細書を再度提出する必要はありません。                      ※給付管理票が請求誤りによる返戻となっている場合は、居宅介護支援費も再請求が必要です。                      ※県外被保険者は、保留にならず、返戻となります。</p> <p>「保留」となっている請求明細書に請求誤りがあり、訂正を行いたい場合                      ・給付管理票の提出により審査が確定した場合は、該当保険者に過誤の申し立てを行ってください。                      ・返戻の場合は、訂正した請求明細書を再請求してください。</p>
ADD0	「無効もしくは事業所基本台帳に未登録」	事業所番号、サービス種類コードの入力誤りをご確認ください。
ADD1	「無効もしくはサービス台帳に未登録」	<p>○サービス種類の指定有効期限が切れていないかご確認ください。</p> <p>○地域密着型サービスで該当の利用者が住所地特例                      ⇒給付費明細欄(住所地特例対象者)の欄にサービス内容を記入してください。</p> <p>○地域密着型サービスで該当の利用者が住所地特例でない                      ⇒施設所在地保険者と利用者の保険者にご相談ください。</p> <p>○その他のサービスの場合                      ⇒該当サービスの届出の有無、指定の有効期間終了年月日等をご確認ください。</p>
ADD3	「指定・基準該当サービス区分コード誤り」	事業所区分に対応した「指定/基準該当/地域密着型/総合事業識別」の設定については、サービス事業所へご確認ください。

エラーコード (備考欄)	エラーメッセージ	対応方法
ANN2	「同月に同じ請求明細書を提出済」	請求明細書が同月に複数提出されており、1枚が審査対象となり、もう1枚は重複請求で返戻エラーとなります。 複数の請求明細書がまったくの同一である、また、審査対象となった請求明細書が正しいのであれば、何もする必要はありませんが、返戻エラーになった請求明細書が正しいのであれば、過誤再請求が必要となります。
ANN4	「過去に同じ請求明細書を提出済」	国保連合会に以前提出した請求明細書が審査決定しているにも関わらず、再度、同じ請求明細書を提出したため、重複の返戻エラーとなります。 誤って同じ請求明細書を提出しているのであれば、何もする必要はありません。 審査決定している請求明細書の修正に関しては、該当保険者に過誤の申し立てを行ってください。
ANN7	「同月に市町村等による過誤調整を実施済」	サービス事業所の請求明細書の取り下げ処理と同じ月に作成区分「修正」の給付管理票を提出したため、返戻となりましたので、翌月に再提出してください。
ANN9	「給付管理票の作成区分(新規)での提出が必要」	当初、「作成区分:新規」の給付管理票を提出しましたが、返戻となり、審査決定していないにも関わらず、「作成区分:修正」の給付管理票を提出したため返戻となりました。この場合、「作成区分:新規」の給付管理票の提出が必要です。
ANNJ	「過去に同じ給付管理票(新規)を提出済」	国保連合会に以前提出した「作成区分:新規」の給付管理票が審査決定しているにも関わらず、再度、「作成区分:新規」の給付管理票を提出したため、重複の返戻エラーとなります。 審査決定している給付管理票の内容を変更したい場合は、「作成区分:修正」の給付管理票を提出してください。 また、支援費の過誤を行い、支援費を再請求する場合は、給付管理票の再提出の必要はありません。
ASSO ASSA	「利用者負担額等の総額が再計算値を超過」 「記載された値が計算値を超過」	ASSO・ASSAエラーは請求額集計欄の金額計算誤りだけでなく、給付費明細欄のサービスコードに対する単位数の誤りや回数と単位数の掛け算誤りなどがあります。計算誤りだけでなく、記載誤りのある項目を確認のうえ再請求してください。
12P4 12P5	「市町村の認定情報と不一致(支援事業所)」 「市町村の認定情報と不一致(作成区分)」	保険者における受給者情報の支援事業所の登録状況について、該当保険者にご確認ください。
12PA	「市町村の認定変更が未決定」	保険者における受給者情報が認定変更申請中のため、返戻となります。 該当保険者に認定の変更が決定しており、国保連合会へ請求してもいいかご確認ください。
12PC	「市町村の特定入所者認定と相違」	食費・居住費の負担限度額について、保険者における受給者情報の登録と請求金額が不一致のため、返戻となっています。介護保険負担限度額認定証を確認のうえ、請求金額に誤りがなければ該当保険者へご確認ください。
12PO	「市町村の認定情報が未登録(受給者情報)」	利用者の介護保険被保険者証の保険者番号と被保険者番号を確認してください。誤りがあれば正しい番号で再請求してください。誤りがなければ、該当保険者にご確認ください。

エラーコード (備考欄)	エラーメッセージ	対応方法
12QT	「受給者台帳記載項目不一致」	利用者の介護保険被保険者証の生年月日と性別を確認してください。誤りがなければ、該当保険者にご確認ください。
10QR	「サービス内容と要介護度不一致」	介護保険被保険者証の要介護度、サービスコードに誤りがいないか確認してください。誤りがなければ、該当保険者にご確認ください。
12SA	「市町村認定の給付率と相違」	介護保険被保険者証の負担割合を確認してください。誤りがなければ、該当保険者にご確認ください。
その他		
項番	質問	回答
1	「請求明細書・給付管理票返戻(保留)一覧表」が届きましたが、どのような対応が必要なのでしょう？	<p>「請求明細書・給付管理票返戻(保留)一覧表」は、備考欄に「保留」の文字があれば保留ですが、それ以外は全て返戻です。返戻とは、審査が通らなかったもので事業所への支払いが行われないので、保険者へ過誤を申し立てる必要はありません。</p> <p>備考欄にあるエラーコードや内容を確認後、誤りを正しく直し、再請求します。保留の場合は、3カ月は国保連合会で請求データを預かっている状態のため、再度国保連合会に請求を提出する必要はありませんが、対応する給付管理票の提出がないため、支援事業所への連絡が必要です。</p> <p>「請求明細書・給付管理票返戻(保留)一覧表」の備考に記載のある主なエラーについては、上記の対応を参照してください。</p> <p>エラーの詳細については、国保連合会ホームページの「3 審査結果について」→「(2)審査結果通知(返戻・増減)の見方について」→「請求明細書・給付管理票返戻(保留)一覧表のエラーコードの解説」をご確認ください。</p>
2	「介護保険審査決定増減表」の請求差とは何でしょうか？	<p>「介護保険審査決定増減表」は、「請求明細書・給付管理票返戻(保留)一覧表」「介護保険審査増減単位数通知書」の内容を集計したものです。</p> <p>請求差とは、事業所から請求と一緒に出された「介護給付費請求書情報」の請求件数・金額と「介護給付費請求明細書情報」を集計した請求件数・請求金額とを突合し、「介護給付費請求書」が多ければマイナス(-)表示、少なければプラス(+)表示になっています。</p> <p>①返戻がある場合、件数・金額ともにマイナス(-)としてカウントします  ②査定増減がある場合、金額のみがマイナス(-)表示され、件数はカウントしません  ③保留分がある場合、1)返戻がある場合と同様に、マイナス(-)表示です  ④保留復活分がある場合、以前保留になっていた請求明細書が当月請求されたこととなるため、プラス(+)表示です  ⑤返戻、査定増減、保留、保留復活がないのに、請求差があがっている場合は、提出された介護給付費請求書に数値の誤りがあると考えられます。請求時点の請求書と請求明細書を確認して下さい。確認の結果、請求書の数値誤りであれば、対応の必要はありません。(国保連合会は請求明細書情報の集計金額を審査支払しているため。)</p> <p>※同一提供月の請求書が複数ある場合、重複となり1つの請求書のみ審査反映されるため、差額として増減表に上がる場合があります。</p>

項番	質問	回答
3	「介護保険審査増減単位数通知書」が届きましたが、どのような対応が必要なのでしょう？	<p>●給付管理票の計画単位の間違いでサービス事業所の請求単位数が正しい場合 居宅介護支援事業所(予防支援事業所)が給付管理票の修正を提出します。サービス事業所は、何もする必要はありません。給付管理票の修正が提出されると、サービス事業所には、審査月の翌月に再審査決定通知書が送付されます。</p> <p>●給付管理票の計画単位が正しく、サービス事業所の請求単位数が間違いの場合</p> <p>①サービス事業所の請求単位数が給付管理票の計画を超えていた場合、給付管理票の計画単位に合わせて、減単位となり決定するため、特に何もする必要はありません。</p> <p>②サービス事業所の請求単位数が給付管理票の計画を下回っていた場合、給付管理票の計画単位数の範囲内のため、サービス事業所の請求単位数で決定されます。サービス事業所の請求単位数が誤っている場合は、審査が通っているので、該当保険者へ過誤の申し立てを行ってください。</p> <p>●給付管理票の計画単位とサービス事業所の請求単位の両方が間違っていた場合 両方とも間違いのため、居宅介護支援事業所は、給付管理票の修正を提出し、サービス事業所は、該当保険者へ過誤の申し立てを行います。ただし、給付管理票の修正と過誤調整の処理は同じ月にはできないため、別の月に処理をする等の注意が必要です。</p>
4	「介護保険審査増減単位数通知書」に確定単位数が0単位となっていたのは、なぜですか。	<p>給付管理票に該当サービス事業所の該当サービスの実績が入力されていないため、0単位で審査決定しています。</p> <p>請求明細書の請求内容に誤りがなければ(サービス年月やサービスコード等に誤りがないか確認)居宅介護支援事業所又は介護予防支援事業所に連絡し、給付管理票に実績を入れてもらう必要(このとき給付管理票は「修正」で提出します)があります。</p> <p>減単位された(0単位となった)請求明細書については、返戻となっているわけではない(0円で決定している)ので、再請求する必要はありません。</p> <p>給付管理票が正しく修正されれば、給付管理票が修正された年月の審査分で減単位されていた金額がサービス事業所に支払われます。</p>
5	「介護保険審査増減単位数通知書」の確定単位数、請求単位数とは何ですか？	<p>国保連合会ホームページの「3 審査結果について」→「(2) 審査結果通知(返戻・増減)の見方について」→「介護保険審査増減単位数通知書」をご確認ください。</p>
6	保留期間は、何ヶ月ですか？	<p>保留期間は、3ヵ月です。保留期間が4ヵ月目に給付管理票の提出がない場合、自動で返戻になります。</p>
7	審査結果通知は再発行できますか？	<p>再発行が必要な場合は、国保連合会介護・障害課審査係までご連絡ください。</p>
8	審査結果通知の送付がありませんでしたが、請求に誤りがなかったのでしょうか？	<p>請求内容に誤りがない場合は、審査結果通知の送付はありません。</p>